

令和3年度 経営安定融資（経営一般）の案内

（ウクライナ情勢対応緊急融資）

1 目的

ウクライナ情勢の変化により世界的に、原油等のエネルギーに加え、資材や原材料の価格高騰など、様々な影響が懸念されるため、ウクライナ情勢を発端として事業活動に影響が生じる中小企業者等を「経営安定融資（経営一般）」の融資対象として知事指定し、資金的な支援を行うことにより、経営の安定を図ることを目的とする。

2 融資対象

次の（１）から（６）までを全て満たすもの

- （１）中小企業者又は組合であること
- （２）東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- （３）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （４）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （５）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- （６）次のア及びイを満たすもの

ア ウクライナ情勢を発端として、事業活動に影響を受けていること。

イ 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が直近同期と比較して10%以上減少していること。なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢を発端として売上高が減少している場合であれば、本要件を充足していると見なすことが可能。

3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金																								
融資限度額	1億円（組合2億円）																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超5年以内	1.8%以内		5年超7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超5年以内	1.6%以内		5年超7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超5年以内	1.8%以内																							
	5年超7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超5年以内	1.6%以内																							
	5年超7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							

返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が信用保証料の3分の2（小規模企業者は4分の3）を補助する。
保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。
物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が8,000万円以下の場合は原則として無担保とする。
その他	原則として申込人と与信取引を有している金融機関による取扱いとする。

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和4年3月15日から令和4年3月31日まで。

(2) 融資申込受付機関

指定金融機関のみとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

「経営一般」の融資申込みに必要な書類のほか、次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
次の(1)及び(2)の書類 (1)「経営一般（ウクライナ情勢対応緊急融資）」該当届 (2) 融資対象であることが確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）	各1部

（問合せ先）

東京都産業労働局金融部金融課 03（5320）4877